

平成27年度第1回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会

平成27年7月31日（金曜日）

開会 午後3時04分

司会（岡野課長補佐）

そうしましたら、おそろいですので開催をさせていただきたいと思います。

ただいまより平成27年度第1回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます大阪府資源循環課環境産業技術グループの岡野でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、開催にあたりまして、資源循環課長の西村からご挨拶を申し上げます。

西村課長

本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。資源循環課長の西村でございます。よろしく願いいたします。

福岡部会長を初め、皆様には環境行政にご協力いただきましてありがとうございます。当リサイクル認定制度につきましては、昨年度、制度のあり方ということで、本部会におきまして4回にわたってご審議をいただきました。そして部会報告という形で取りまとめをいただきまして、本年の6月18日に環境審議会の本審で福岡部会長からご報告いただき、原案のとおり答申をいただいたところでございます。改めましてお礼を申し上げたいと思います。

本府といたしましては、頂戴いたしました答申のご提言につきまして、『より質の高いリサイクル』の推進のためのスキームの変更でございますとか、あと、また対象製品の見直しなどにつきまして、制度の運用面を規定しております認定要領に反映させるべく、現在改定作業を進めているところでございます。答申のご趣旨をどういった形で要領に落とし込むのか、また制度の円滑な運用

をどのような形で担保するのか、現在検討の途上ではございますけれども、本日は現時点での要領改定の主な内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご意見を頂戴できればと思っております。

何とぞ忌憚のないご意見を賜りますことをお願いいたしまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

司会（岡野課長補佐）

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

（配付資料確認）

司会（岡野課長補佐）

次に、本日の出席委員でございます。委員名簿にお示ししておりますとおり、5名の委員の方にご参画をいただいておりますが、本日は福岡委員、惣田委員、麓委員、3名の委員の方にご出席をいただいております。

なお、『参考資料1』でございますように、部会運営要領第3条第2号により、会議の開催については過半数の委員の出席が必要となっております。本日の出席委員は、先ほど申し上げましたように3名ご出席いただいておりますので、会議として成立いたしておることをご報告申し上げます。

次に、会議の公開についてでございますけれども、平成26年度第2回目の部会におきまして、制度のあり方の検討については公開で行うという決定をいただいておりますのでございます。今回の審議につきましても、企業のノウハウでありますとか情報公開条例の規定に該当する情報を取り扱う内容ではなく、あり方検討の一環として制度の改正について検討いただくものということでございますので、公開にて審議を進めていただければと思っております。

それでは、議事に入らせていただきます。

本部会の議長は、部会運営要領第3条第1号によりまして部会長に務めていただくことになっております。福岡部会長、以降の議事進行をよろしくお願いたします。

福岡部会長

そうしましたら、今日も有意義な会議にしたいと思いますので、ご協力をお

願います。

まず、『議題1』に先立ちまして、先ほど西村課長さんからもお話しありましたように、環境審議会で部会報告をしたことについてご説明します。

『リサイクル製品認定制度のあり方について』を皆様のご協力に取りまとめ、6月18日の第52回環境審議会で報告させていただきました。本日の『参考資料4』、これは事務局でわかりやすく概要をまとめていただいたんですけれども、これを資料として本審に報告しております。そうしましたら、『参考資料3』、これが私たちが取りまとめたものですが、このとおりに認めていただき、環境審議会の答申とするということになっております。6月18日付で知事に答申をしたということになりましたので、ご報告します。

その答申を受けて、事務局で今後どう制度運営をしていくかを考えていただいたことについて、本日は審議していくということになります。

ですから、『議題1』、事務局案ということで認定制度の見直しを考えていただいています。資料の説明をお願いします。

福田主査

環境産業技術グループの福田と申します。どうぞよろしく申し上げます。お手元の『資料1』をご覧ください。

まず、本日の審議事項を簡単に取りまとめさせていただきました。認定制度の見直しについてということで、平成27年6月18日付環境審議会答申、先ほど部会長からご説明いただきました『参考資料3』で、『大阪府リサイクル製品認定制度の見直し』をいただきましたので、これに基づいて見直しを実施していきたいと思っております。

本日は、各事項の実務的な改正内容についてご意見を頂戴したいと思っております。

まず、『議題1-1』といたしまして、認定制度のスキーム変更、「より質の高いリサイクル」を促進するため、「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更するというところで、検討事項といたしましては、「繰り返しリサイクルされている製品」として新たに設ける区分に係る認定基準、それから認定の流れ、運用開始時期、今

回設ける区分の認定製品に係る新しい名称と認定マーク（案）と考えております。

次に、『議題1－2』といたしまして、現在の対象製品の見直しということで、原料の循環資源について、回収・リサイクルを促進する仕組みが法令等により義務づけ、推進されている製品については、回収・リサイクル製品の利用を促進する仕組みの状況と、実際のリサイクル製品の利用の状況を確認して、本認定制度による支援の必要性について判断するとしております。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取り扱いをどうするかということについてご審議いただきたいと思っております。

検討事項といたしましては、「再生舗装材」の最新の製品利用状況を踏まえた支援の必要性、それから、制度見直しをするとしましたらその周知及び経過措置、運用開始時期についてでございます。

最後に、『議題1－3』としまして、認定制度の点検・評価についてでございます。

認定制度が、「より質の高いリサイクル」を促進する制度として適切に運用されているか、PDCAサイクルによる点検・評価を行うため、認定事業者に毎年度販売実績等の報告を求めたいと考えておりました、検討事項といたしましてはその報告の内容についてを考えております。

これらの検討を踏まえた上で、大阪府にて本制度の運用の実務を規定しております『大阪府リサイクル製品認定要領』、それから『大阪府リサイクル製品認定マーク表示要領』を改正していきたいと考えております。

以上、『資料1』についてご説明させていただきました。

福岡部会長

ありがとうございました。

今日、これについて意見が欲しいというもののリストになっているかと思えます。この資料についてご質問とかありますでしょうか。よろしいですか。

そしたら、ちゃんと後でこれを話せたかどうかを確認するチェックリストに使いたいと思います。

そうしましたら、実際の『議題1-1』を引き続き事務局から説明いたします。

福田主査

引き続き、ご説明させていただきます。

『資料2』をご覧ください。

『議題1-1 認定制度のスキーム変更について』でございます。

まず、「1 答申の内容」といたしまして、答申の抜粋を読み上げさせていただきます。

【「より質の高いリサイクル」を促進するため、「繰り返しリサイクルされている製品」を認定するためのスキームを追加し、2段階の認定制度に変更する。

使用済品がマテリアルリサイクルになじまないものについても、リサイクル促進の観点から引き続き認定の対象とすることを基本とする。

「繰り返しリサイクルされている製品」の認定の考え方としては、次のとおりとすることが適当である。

使用済品を生産者が自ら回収し、リサイクルすること。

使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと。ただし、この場合は使用済品が既存の回収ルートで回収できるか確認する必要がある】という答申をいただいております。

これを受けまして、2の「認定制度のスキーム変更」についてご説明させていただきますと思います。

ここで、現在の認定制度と答申内容の概要について、図の1-1-1を用いて確認させていただきたいと思っております。

まず、左側の大きな網かけの四角、こちらが現在の認定制度なんですけれども、認定対象製品として19品目の対象品目を設け、それに該当する製品のうち府内で販売されているもの、かつ府内で発生する循環資源を使用し国内で製造されたものを対象の製品としております。その中で、その下の製品の認定基準であるJIS規格等に適合しているか、品目ごとの循環資源の配合率等に適合しているかというところを確認させていただいて、現在の認定制度を運用いたしております。

図の右側、小さな網かけ四角のほうで、新たに設ける認定スキームをご説明させていただきます。

第2段階の基準としまして、先ほどご説明しました現認定制度の基準を満たすもののうち、生産者自ら使用済品を回収するもの、それから、使用済品の回収ルートがある程度確立されているものであって、回収した使用済品を素材として使用するもの、つまりサーマルリサイクルではなくマテリアルリサイクルするものについては、新たな区分を設けて別の認定スキームとする。従来基準を満たすものについても、引き続き従来区分として認定を続けるというような形の答申をいただいております。

ページを1枚めくっていただいてもよろしいでしょうか。

次に、図の1-1-2で、第1段階区分と第2段階区分の認定製品についての物質循環の流れをご説明させていただきたいと思っております。

まず、図でバージン素材を原料とした製品をつくる。この製品を原料としてさらに再生品をつくる。この再生品の使用済品をもう一度同じ再生品に使うような水平リサイクルを行うAのルートと、それから、使用済品を別の再生品の素材に使うBのようなカスケードリサイクルを行うルートと、それから最後に、使用済品をサーマルリサイクル等に回すCのルートが物質循環としては考えられます。このうち、パターンAとパターンBにつきましては、制度改正後は第2段階区分の製品として申請が可能になります。パターンCにつきましては、従来区分の第1段階の区分として申請が可能な製品として残すということを考えております。

次に、「(2) 第2段階区分の基準と現認定製品における状況」についてご説明させていただきます。

答申を受けまして、第2段階区分に係る認定基準を考察いたしました。答申の内容をそれぞれ受けまして、認定基準案としましては、①の「使用済品を生産者自らが回収し、リサイクルすること」。それから、②といたしまして「使用済品を生産者自らが回収しないものの、リサイクルのための回収ルートがある程度確立しており、当該製品がその回収ルートを利用可能であること」という、この2つの基準案を事務局で考えております。

次のページをお願いいたします。

①、②について、現在の認定製品における事例を表の1-1-1に取りまとめさせていただきました。

まず、①の自ら回収しているものの例といたしましては、学校給食用の強化磁器食器が挙げられます。これは、破損した認定製品について、生産者が給食センターなどに設置した回収箱を用いて回収しているものです。

次に、災害用備蓄毛布といたしまして、耐用年数を経過した認定製品を新品にユーザーが更新する際等に、使用済品を生産者が回収しているケースなどがございます。

右側に移りまして、②の自ら回収していない場合についても考察いたしました。使用済品を生産者自らが回収していない場合の例といたしましては、業界団体、販売店、再生事業者等による回収が考えられます。

これらの手法による場合は、使用済品の回収に係る生産者の関与の度合いが一律でないのではないかと考えました。つまり、②については、回収ルートのパターンが多様であり、生産者の努力によって回収がなされている場合と、そうでない場合があるのではないかと考えた次第です。生産者自らが回収している①の製品と同等に、②の製品を第2段階区分に位置づけするには、回収ルートへの関与度合い等について、さらに状況の把握と課題の整理が必要なのではないかと考えました。

そこで、今回の制度改正では、先行的に①の自ら回収の場合のみを第2段階の認定基準とすることとしたいと考えております。

②につきましては、府においてさらに事例収集を行うとともに、答申の趣旨に沿った「より質の高いリサイクル」を推進する制度となるよう、さらなる検討を行いたいと考えております。

「(3) 第2段階基準の適合性確認のための審査書類」についてご説明いたします。

第2段階基準への適合性を確認するため、事業者さんからの申請の際に以下の2種類の書類を求めることとしたいと考えております。

まず最初に、生産者自らが設けている回収ルートに係る書類です。そして2

番目に、回収した使用済品を生産者でどのようにリサイクルしているかということに係る書類でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、（４）といたしまして、実際の認定の流れについてご説明させていただきます。

まず、①でございますが、制度改正後に新たに申請される製品、再申請される製品についてでございます。

年２回の製品募集時に、第１段階、第２段階基準への適合性に係る事項を所定の様式にご記入いただき、申請者さんから関係書類とともに府へご申請いただきます。府にて第２段階基準の適合性を確認し、製品を区分しようと考えております。これは、先ほどの基準案のところでは第２段階基準については『生産者自らが回収している場合』を基準とするということにいたしましたので、その適合性の確認は事務的なものになると考えられたため、府が確認を行うことといたしました。

その次に、部会にて第１段階基準の適合性をご審査いただき、各基準に適合すると認められた製品については３年間有効の認定証を作成したいと考えております。

②といたしまして、制度改正後の区分変更でございます。

現に認定されている製品が、回収ルートを設定した等の理由により第２段階基準に適合する見込みとなった場合、事業者さんから変更等届を府にご提出いただきます。府にて基準の適合性を確認しました後、基準に適合すると認められた製品については、認定区分を変更するとともに認定証の書きかえを行いたいと思っております。この場合の認定証の認定期限につきましては、従来の認定証から変更はしないという形で考えております。そして、次に開催される部会で、どのような製品について区分を変更しましたということをご報告させていただきたいと考えております。

③制度改正時に現に認定されている製品の区分変更でございます。

制度改正時、現に認定を受けている全ての事業者に対して、制度の改正に係る周知を実施いたします。現に認定されている製品が第２段階の基準に適合す

る見込みである場合は、随時、事業者さんから変更等届を府にご提出いただきまして、以降の流れは②と同様にすると考えております。

最後に、④認定期間中に第2段階区分に不適合となった場合がございます。

認定期間中において、回収を取りやめた等の理由により第2段階基準に不適合となった場合、事業者より変更届を府に提出いただきます。府にて適合性を確認し、基準に不適合であると認められる製品については、認定区分を変更するとともに認定証を書きかえたいと考えております。この際の認定期限は変更しません。

次のページをご覧ください。

「(5)新制度の運用開始時期」でございますが、第2段階の認定制度への変更は、次回の平成27年度第2回製品募集時より実施することを考えております。

「3 認定製品の表示名称及び認定マーク」でございます。

現在の認定制度では、図の1-1-3「大阪府認定リサイクル製品」のマークと、それからその下の図の1-1-4「なにわエコ良品」のマーク、2種類のマークを使っております。上の「大阪府認定リサイクル製品」のマークにつきましては、第1段階、第2段階両区分にて使えるマークとしたいと考えております。下の「なにわエコ良品」のマークにつきましては、従来どおりの区分にて認定する第1段階区分のマークとして今後使っていくことを考えております。

次のページをご覧ください。

(3)でございます。新たに設ける「『第2段階区分』の表示名称及び認定マーク」についてご説明させていただきます。

現在、府で考えているマークは以下のとおりでございます。

まず、「なにわエコ良品プレミアム」ということで、環境省のプレミアム基準認定ガイドラインと同様の呼称のものを考えております。

それから、「なにわエコ良品ゴールド」ということで、金メダルといったような、一番上のという趣旨でゴールドを付与した名称を考えております。

それから、「なにわエコ良品ネクスト」ということで、認定製品の次もまた

再生品になるという趣旨で「ネクスト」を付与しております。

それから、「なにわめっちゃエコ良品」、「なにわええエコ良品」ということで、大阪弁の「めっちゃ」とか「ええ」という方言を付与したマークを考えております。

最後に、「なにわeエコ良品」ということで、よいという趣旨で「e」を付与したマークを考えております。

これら事務局で考えました各案について、後ほどご意見を頂戴し、それを反映して、よりよいものを大阪府で作成したいと考えております。

以上、『資料2』についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

福岡部会長

ありがとうございました。

『資料1』で検討事項を3つ挙げていただいています、『資料2』に基づいてそれを考えるということだと思えますけども、まず、『資料2』の中で質問とか、もうちょっと追加説明が欲しい部分がありましたら。

麓委員

一つ、『資料2』の1枚目の一番下の図1-1-1のところ、これは表現だけの問題なのかもしれないんですが、第2段階が第1段階の基準というところで3項目挙がっているんですけど、「JIS規格等に適合」とあるんですが、これ、適合しているかどうかは、多分、認定要領を見ると適合状況を確認するというだけですので、語弊があると困るので、適合状況の確認とか、何か入れておいていただいたほうがいいのかなと思います。

福田主査

ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、適合状況を確認しておるだけでございますので、おっしゃるとおり資料を修正させていただきたいと考えます。

麓委員

何ならJISは抜いてもいいかもしれない。JIS規格品しか見ていないわけではないでしょう。

福田主査

各種規格という形で。

麓委員

独自で基準を設けていてもいいわけでしょう。

福田主査

製品の性能として、ちゃんとした製品かというところの確認のためのもの
でございます。ありがとうございます。

麓委員

ちょっと細かい点ですけども。

福岡部会長

じゃ、今後この図を使われるときは、そこは修正していただくということで。
ほかに質問とか、今のようなご指摘とかありましたらいただきます。

もしあればまた随時出していただくとして、まず、中身のご意見なんですけれども、「繰り返しリサイクルされている製品」として第2段階を設けるということですね。しかも、その設け方の基準を事務局で考えておられますので、それに対してのご意見があればお願いします。

まず、2-1ページに関しては前回、私たちが出した答申の分なんで、ここは了解している範囲ですよ。ですから2-2ページの下側ですよ。図もわかりやすく整理していただいている分ですけども、①、②を、答申から考えられる基準案として一応整理していただいていると。それで、2-3ページではどういう状況になるかということを考えていただいているんですね。実際に、①だと、対象品目が今まで認定したものの中でこのようなものがあるよということまで示していただいています。

①は割とすんなりとわかりやすく、これはもういいかなという気がするんですけど、いかがですか。いいですよ。②がちょっと難しいというか、もう少し状況把握と課題整理が必要であるということで、先行的に①を認定基準とするという事務局のご判断です。

確かに、①でかなりもう制度設計するにはとてもわかりやすく、事務処理の先の先まで割と見えてる感じになりますので、そこに②を入れていくと、そ

のわかりやすい仕組みが崩れてしまう可能性もあるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

惣田委員

確認させていただきたいんですが、手続上わかりやすいかどうかはややこしいというだけで、回収者は、本来生産者自らじゃなくても繰り返し利用されてればいいだろうということなんですよ。

福岡部会長

そもそも答申で出したのは、そういうのも含めて考えるべきという答申ではあったんですよ、私たちの中では。ただ、実際に行政上運用していくに当たってどうかをご提案いただいているので。

麓委員

やや扱いにくいという点はどのところになってくるんですか。

岡野課長補佐

これは、「自ら回収」というのは非常にわかりやすく、製品を繰り返しリサイクルされるという、事業者さん自らの意思でもって努めていただいているということであり、そういう事業者さんを育成していくというこの制度の趣旨にも合うと思っているところなんですけれども、②で、例えば業界団体が回収しているというものも事例としてはあるんですけれども、そういうものについては事業者さん自ら、生産者自らの意思がどれほど働いているかというところはちょっと見えにくいなど。ですから、我々がその製品を認定して効果をどこに発揮させようとしているかというところがちょっとずれてしまう、発現するところがずれてしまうような懸念も考えられるかなど。

また、業界団体で回収というもの以外にも、例えば再生事業者さんがおられて通常回収していると、その場合はほとんど生産者と回収事業者さんとの接点がないというようなことも考えられますので、それらを全て同一のカテゴリの中で位置づけをするというか、第2段階区分として認めるというのに少し違和感があるなというところがございまして、そこをどのように答申の趣旨に合うように制度設計させていただこうかというところをもう少し考えさせていただきたいと、こういう趣旨でございます。

福岡部会長

具体的に何か想定されてる品物とかあるんですか。

岡野課長補佐

実際に例えば業界で回収されているというようなものは、例えば消火器、薬剤がリサイクルされてるわけですけども、**80%**程度が業界の中で回収をされて、リサイクルされるということです。ある程度ルートが確立されてるというものに含まれると思うんですけども、例えば新規の消火器をつくるということで参入された事業者さんが、業界に参入というか、協賛金を払ったりということはあるかもわかりませんが、そこに入るだけで自動的にそのシステムを使えることになろうかと思しますので、その事業者さんと自ら回収ルートを持たれている別の製品の事業者さんはちょっと違いがあるんじゃないかというところも、我々行政内部での議論になっています。

リサイクルの回収システムへの関与度合いというところが、やはりさまざまあるのではないかなというところではあります。

惣田委員

それは、その製品そのものを認定するだけではなくて、生産者の取り組み姿勢も加味してということに。

岡野課長補佐

この考え方を入れたときに、生産者さんの努力度合いに関わらず認定してしまうことになるという懸念が出てくるのではないかと、制度の公平性、わかりやすさ、安定性、その辺のところはちょっと十分に整理できてないなというところがございます。

惣田委員

その製品の物理的な物としての見方だけでなく、それがどういう背景でつくられているのかも加味するということですか。

岡野課長補佐

そこまで含めて制度に反映するかどうかというところで、さらに整理が必要かと思っております。

惣田委員

そこで、一旦分けて考えたらどうかというご提案ですね。

岡野課長補佐

はい。

福岡部会長

割と工学系のメンツが今日いるんで、物としてよかったらいいじゃないかみたいなの。

岡野課長補佐

物として環境にいいものかどうかという尺度で見ると、全くそのとおりで、それ自身を否定するものでないと思ってるんですけども、認定することによってどこに効果を発揮させようとしているか、つまり、そういう事業者さんが増えていってほしいと我々は思っているわけで。

麓委員

わかるんですけど、例えば「自ら回収せなあかん」という努力をされてる方からすると、それは最初は努力して多分やってる。ただ、事業として回ってゆくと、どんどん認定から外れていくみたいな話になるという、そういう考え方なんですか。

岡野課長補佐

そういう部分もちろんありますので、システムとして推奨するということも別の施策としてあるのではないかとということもありますから、このリサイクル製品認定制度の中でどこまで捉え、一方、リサイクルシステム自身の話をまたどう推奨していくかという、その辺の整理も必要だなとは考えています。

麓委員

そういう意味では、「繰り返しリサイクルされている」というところに着目するというよりはリサイクル率が低いものというところに着目するみたいな形になるんですか。

岡野課長補佐

後の議論とも関わってくると思うんですけど、既にそういうものがほとんど確立しているものであれば、また卒業の議論にもなると思うんです。もうこれで支援しなくてもいいんじゃないかというような。

麓委員

その基準も関わってはくると思うんですけど。

福田主査

②の自ら回収していない場合ということで大きくくくっているんですけども、こちらの資料にも書かせていただいているんですが、業界団体が回収している場合、販売店が回収している場合、再生事業者さんが回収している場合等があります。

例えば販売店さんが回収している場合ですと、生産者さんと販売店さんがタグを組んで回収している場合も考えられますので、②の中でも、いろんな回収方法があるのではないかとということも整理した上で、また制度に反映させていくということ考えております。

惣田委員

そうですね。つくっているのが例えばABC製作所で、そのグループ会社のABCメンテナンスが実際は回って回収したりすると、実質的にはよいのではないかとも思うんですが。

福田主査

そうですね。業界団体さんが、例えば先ほどの消火器の例であれば、消火器であれば何でも回収するよという場合と、販売店さんがABCという会社の製品を、何がしかのPRで回収しているという場合がありますので、②の中でもいろんなパターンがあるのではないかと考えております。

先ほど例に挙げましたタグを組んでいるような場合であれば、行政的な視野から言って、頑張ってはる業者さんを応援するという趣旨にも合致していくかと思っておりますので、そこら辺もちょっと考察を深めたいところと思っております。

福岡部会長

そうすると、この「生産者自ら」というのでまた基準が必要になるわけですね。「生産者自ら」は、グループ会社がやっているのも生産者自らになるのかとか、声をかけた再生事業者さんがやっているのも、得意分野は任せてあるんだということだったら、それも「生産者自ら」のうちなんだというような。

福田主査

どこまでを「自ら」に含めるかというところも、事例が出てくると私どものほうも判断の材料が増えていくような形になるのかなと思っているんですけども。

福岡部会長

何か具体的にこれがまずい例だから入れたくないみたいな、その状況は避けないといけないようなことがあるのかと思うんですが。ちょっと違うかとは思いますが、ペットボトルキャップの話なんかは今年の3月ぐらいに問題になってましたよね。そうすると、集めてる人は全然違う人であって、それをまた再生品にする人たちがいてというようなことだったかと思うんですが、そういうのとはあまり関係ないですね。

岡野課長補佐

そうですね。我々の制度の中では、マークをお付けするというところの公平感といいますか、こういう努力をやって認定をもらいましたというところのレベルに、①と②——②の中でも先ほど福田が申しましたように、さまざまなパターンがあるなという、そこを一律で同じ第2段階区分にするには、もう少しパターンを研究させていただいて、整理をしたいということです。

惣田委員

名称としては認定製品ということなんですけど、認定企業というんですか、つくっている人も何か評価してあげようという気持ちがあるということなんです。名称よりも何かはみ出た、広いところでも評価しようという。

岡野課長補佐

そこは、現在の制度でも認定製品と申請者さんというか事業者さんとはセットだと思っています。

福岡部会長

さらなる検討は本当に行う感じなんでしょうか。

岡野課長補佐

まさにそこは、ご意見もいただきましたら我々としてやっていかなくちゃいけないと思っておりますので、もちろん答申の中身にここも含めて考えましょ

うというふうにいただいと認識してますから、そこはさせていただきます。

福岡部会長

対象物があてはまるのは、現在は消火器ぐらいですか。

岡野課長補佐

そうですね。消火器ですとか、一般的には紙製のファイルなんかも再生事業者さんが回収されて回ってる部分が多いんだと思うんですけども、事例としてはそういうものかなと思ってます。さらにあるかどうかということで、もう少し調査もさせていただきたいと思います。

福岡部会長

いかがでしょうか。事務局の運用としてまずこちらでスタートしたいということですか。

麓委員

申請されてこられる方にちゃんとわかるようにご説明いただければ。逆に不公平感が生まれるようであれば困ると思いますので。

福岡部会長

そうですね。生産者自らというのが一体何なのかというのをみんなにわかる、不公平にならないということでない、逆に、もう製品自体を見てこれオーケー、あかんというほうが簡単かもしれないです。

西村課長

とりあえず、今、部会長がおっしゃったように、①だけを進めるにしても、言葉の定義がどんなものかというところが多分重要になると思いますので、次の部会、9月にはその辺のところも整理させていただいて、認定基準を事務局で用意させていただこうと思います。

そのときに、できれば②についてももう少し世間の状況を、今回間に合いませんでしたけれども、何が課題として具体的にあるのかというようなところを整理させていただきたいと思います。すみません、時間が今回間に合いませんでした。

いろんな懸念が行政としてはありまして、おっしゃってるように、一つのグループに入りましたということによって、先行してされているA社さんと後発

のB社さんが同じような回収ルートの業界に入った瞬間に、B社の後発分も同じようにプレミアムの認定を受けられるような資格が自動的に与えられてしまっているとか、そうすると先行企業との間に不公平感はないのだろうかとか、行政としては製品を認定することによってさらなる啓発を生み出していきたいと言っているときに、そこから派生するような不公平感みたいなものがないかというようなところをもうちょっと精査したいと考えております。

福岡部会長

それは業界団体とか参加する仕組みの問題ですよ。

西村課長

そうなんです。その「仕組み」という世界が見えてきますので、そうするリサイクル製品の「製品認定」というところと、先ほど先生がおっしゃったシステムとか背景とか社会的な情勢とか、そういったことをどこまで我々はみて製品の認定という制度を運用していったらいいのかというところについて勉強したいと考えております。

福岡部会長

もう一回9月にまた話をするということであれば、次の募集は①だけでという。

西村課長

そうですね。②は次の9月のときまでに整理できるかどうかはわかりませんが、とりあえず9月の段階では①について今回ご承認いただければ、改正案を提示させていただきたいと考えております。

福岡部会長

いかがでしょうか。とりあえずこれで一旦。

麓委員

事務局側がどういったことを推奨していきたいのかが見えるようになってると思いますので。

福岡部会長

①をとりあえずやっていただくと。第2段階区分の基準として考えるということで、ですから2-3ページの(3)のシステム、書類を求めて2-4ペー

ジの（４）の流れでやるんだという、その辺までよろしいでしょうか。

この辺、２－４ページなんかは、もう実際の実務でやることを想定して審査の話とかも書いていただいています。この部会としたら、ほぼ事務局が書類審査だけでやっていただくのを今までと同じように、審査するということになると思います。

先ほどの②が入ると、ケース・バイ・ケースで考えていくというような話になるんですね。よろしいでしょうか。

２－５ページで開始時期、平成27年度、今年度第２回の募集時ということで、これはもう決まったら早いほうがいいだろうということだと思います。

麓委員

ちなみに第２回の募集は。

岡野課長補佐

11月です。

麓委員

11月に募集して、いつ締め切るのか。

岡野課長補佐

通常は２週間ほど募集をしてるんですけども、若干制度も変わりますので、もう少し長い期間と今回は考えております。その分を３月に認定するというような形です。６月募集・10月認定と、11月募集・３月認定という、年２回やっております。

麓委員

募集の前に、広報みたいに何か出していくということはないんですか。

福岡部会長

今回、制度が変わりましたので。

岡野課長補佐

もちろんそれは、できるだけ早く決めまして、広報していきたいと思います。

麓委員

そうですね。そうすると９月には。

福岡部会長

その広報資料の原案を。

岡野課長補佐

はい、その辺も含めてお示しできるように頑張ります。

福岡部会長

じゃ、よろしいですかね、開始時期は次回募集からということで。

あとは表示、マークについて、第1段階は今までのもので、第2段階は違う言葉を入れるということですね。

これ、例えば色を変えるとか、そういう可能性はあるんでしょうか。

福田主査

真ん中の大阪府章のマークは大阪府で色が決まっていますので、周りの矢印など、名称に合わせて別のマークにできたらなと考えております。白黒印刷したときにも分かるようなものに。

岡野課長補佐

事前に本日欠席委員の方にご説明をさせていただいたときにもご意見をいただいておりますのでご紹介をします。中浜委員におかれましては、プレミアムとかゴールドとかeとかはないかなというご意見で、大阪弁のものがいいんじゃないかというようなご意見でございました。

それから、藤田委員から、認定する品目によっては努力をしてもいわゆるプレミアム、第2段階になれないものもあるので、第2段階区分がいいもので第1段階はそうではないというような印象を余り与えないような名称がいいんじゃないかということで、マークに文字を書くよりも、色を変えるというようなことだけでもいいんじゃないかというご意見をいただいております。

私どもとしても、第2段階は「繰り返しリサイクル」ということですので、そういう形態を表すような言葉を入れたほうがいいのかと考えたところもございまして、そういう意味では「ネクスト」というのは「次の段階がある」ということを表しているということで、案として入れさせていただいています。

麓委員

僕はこういうセンスがないんであれなんですけど、中浜委員がこれがいいんじゃないかと言ってくれているのは、府民の目線の一つであると思うので、そ

これは参考にしていただいたらいいのかなと。これ、もともと何色なんでしたか。

福田主査

中央の大阪府章のマークは青紫みたいな、私どもの名札の色でございまして、周りを取り囲んでます上向きと下向きの矢印が薄い紫色でございまして。葉の部分が緑色で、全体的にクールな色といえますか、ピンクとか赤とかが入ってるようなマークではございません。

麓委員

免許でも青色が緑色か金色かで十分意味があるので、本当に色を変えるというシンプルなところもいいかなという気はします。意味を持たせてもなかなか通じないようであれば、それこそ大阪弁を使っているぐらいのほうが、一般人にPRするというのであれば、言葉がつかまえやすい用語が入っているほうがいいかなという気がします。

福岡部会長

この中だったら私は「ネクスト」か「めっちゃ」かなと。あとはやっぱり色とか矢印の、これは今だったら2本だけれども、1個で一周するとか、それが例えば金色の矢印だったりとか。

ただ、実際に商品に印刷されることを思えば、いろんな色を使ってないほうがいい。

福田主査

トイレットペーパーにこのマークを使っている認定製品があるんですけども、その場合は白黒印刷ですので、白黒印刷でもわかるような形で差別化できたらなと思っております。

先ほどいただきました色、背景の形、名称につきまして、「一番上の」よりは、大阪弁を使った呼称や、次も再生品になる「ネクスト」というのがよりふさわしいのでという方向性で案を考えさせていただきまして、9月の部会で改正要領案をお示しさせていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

福岡部会長

これは本当にセンスのいい人が考えるのが一番いいんだと思います。

よろしく申し上げます。

よろしいですかね。

そしたら、1-1に関しての検討事項、できたということによろしいですか。

そうしましたら、今の意見を踏まえてやっていただくということで、「1-2」ご説明申し上げます。

福田主査

それでは、引き続き、『資料3』についてご説明させていただきます。

「議題1-2対象製品の見直しについて」でございます。

まず、答申の抜粋について読み上げさせていただきます。

【原料となる循環資源について法令によりリサイクルが義務付けられ、製品の利用促進の仕組みがあるものについては、図2に示すリサイクルに関する循環資源の流れの①、②、③の方向を満たしている。このような製品は、認定制度がなくても、ほかの仕組みによりリサイクルや製品の利用が進むため、認定制度による支援の必要性が低いと考えられる。

原料となる循環資源について回収・リサイクルを促進する仕組みが法令により義務付け・促進されており、かつ製品の利用を促進する仕組みがあるものについては、回収・リサイクルや製品の利用を促進する仕組みの状況とともに、実際のリサイクル製品の利用の状況を確認して、最終的に認定制度による支援の必要性について判断することが適当である。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、回収・リサイクルや製品利用の仕組みが整備され、実際にリサイクル製品が利用されており、新材品との競合がない状況になっていることなどから、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取り扱いを見直すことが適当である。

認定制度の対象品目としての取り扱いを見直した結果、認定の対象製品の範囲が変わる場合、現在認定を受けている事業者に対し、以下のような配慮が必要である。

当該事業者及び製品の使用者等の関係者に対し、見直しの趣旨等の周知を幅広く行うといった移行措置を十分に行うこと。

認定制度を活用している事業者の間で認定時期のずれによる不公平が生じないような経過措置を設けること】という答申をいただいております。

次のページをご覧ください。

ここで、まず現在の認定品目をご確認いただきたいと思いますので、『参考資料5』をお手元にお出しいただけますでしょうか。

『参考資料5』でございますけれども、2枚めくっていただきましたら、5ページに「別表1」がございます。今の現認定制度で認定しております対象品目は、こちらに載っております**19種類**と、それからエコマーク認定基準のある再生品でございます。

本文に戻っていただきまして、もう一度3-2ページをご覧ください。

「2 対象製品の見直し」といたしまして、現在の認定対象品目について状況を整理したいと考えます。

対象製品の見直しにあたり、現在認定されている製品について、見直しの要件を表1-2-1と表1-2-2に取りまとめいたしました。

表1-2-1をご覧ください。

こちらは、認定製品の原料となる循環資源のリサイクルの状況について取りまとめたものです。

この表は、平成**26**年度、昨年度に開催しました第3回部会の『資料3を改変したものでございます。数字の中にあります括弧の中にあります数字につきましては、例えば「法令により義務づけ」、「法令等により促進」などの各項目に該当する製品が当該品目の製品総数にどれくらい占めているかということを示しております。例えば一番上の再生舗装材であれば、製品総数が**84**あるうち、「法令により義務づけされている」製品数は**72**なので、全体の**85.7%**を占めている、というように示させていただいております。

セルの背景がグレーのものにつきましては、今回の制度見直しの要件に該当する品目の製品数の割合が、当該品目の製品総数の**80%**以上である品目、つまり、認定されている製品の大部分が見直し項目に合致している品目です。

「再生舗装材」、「衛生用紙」、「紙製の事務用品」、「包装用の用紙」、「ガラス製品等」の5品目について、認定製品の原料となる循環資源が法令等

によりリサイクルが義務づけ、促進されており、見直し要件に合致するものが多い状況になっております。

次のページの表 1-2-2 をご覧ください。

認定製品の利用促進の仕組みの状況でございます。

表の網かけや数字につきましては、先ほどご説明した表 1-2-1 と同じです。見直し要件である「製品の利用促進の仕組みがある」ものにつきましては、「3 再生舗装材」のみが該当しております。これは、「再生舗装材」のユーザーの大部分を占める国や地方公共団体が指針等を定めて利用促進をしているためです。

以上より、2つの見直し要件の両方に該当する品目は「3 再生舗装材」のみでした。

次のページをご覧ください。

ここで、認定対象としている再生舗装材とはどんな製品かについて、確認のためにご説明させていただきます。

一般的な再生舗装材は、再生加熱アスファルト混合物や再生骨材などがございます。現在の認定制度にて品目「3 再生舗装材」として認定対象としているのは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材を素材とする製品でございます。その他、一般的な再生舗装材の素材としては、汚泥や鉄鋼スラグなどもございます。

「(3) コンクリート塊等を素材とする再生舗装材の取り扱いについて」をご説明させていただきます。

「3 再生舗装材」にて認定を行っているものについて、見直し要件への該当性を整理いたしました。

まず、答申の「原料となる循環資源について回収・リサイクルを促進する仕組みが法令により義務づけ・促進」されているかということにつきましては、素材であるコンクリート塊等は、建設リサイクル法によりリサイクルが義務づけられておることがございます。

次に、「製品の利用を促進する仕組み」があるかということについては、再生舗装材の利用を国や府は指針等によって義務づけしております。

最後に、「実際のリサイクル製品の利用状況」を確認したところ、実際に幅広く利用されておりまして、下の表をご覧くださいませでしょうか。実際のリサイクル製品の利用の状況を確認するため、府の都市整備部で実施された工事の利用状況を確認いたしました。

平成19年から平成23年までの府都市整備部が実施した工事において、再生加熱アスファルト混合物の利用率と再生骨材の利用率を確認したところ、ほぼ90%以上となっております。最新の平成26年度の利用状況につきましても、再生加熱アスファルト混合物利用率は99%、再生骨材の利用率は100%となっております、実際に再生材を幅広く利用していると考えられます。

次のページをご覧ください。

「(4) 対象品目の見直し」ということで、先ほど述べましたような状況を受け、「分類番号3 再生舗装材」については、認定の対象品目としての取り扱いを終了したいと考えております。

なお、交付済みの認定証の修正が必要となりますので、「分類番号3」については欠番としたいと考えております。

また、一般的にいうところの全ての再生舗装材について取り扱いを終了するのではなく、汚泥や鉄鋼スラグなどを素材とする再生舗装材については、「分類番号17」の「再生材料を使用した建築用製品」に「再生舗装材」の項目を新たに設けて、引き続き認定の対象としたいと考えております。

その他の品目については、現在、見直しの要件に該当するものがないため、引き続き、本制度にて支援を続けたいと考えております。今後、要件に該当する状況となった場合、部会で見直しについて審議いただきたいと考えております。

「3 見直しに係る対応」の、見直しの趣旨等に係る周知については、以下のとおり実施したいと考えております。

まず、当該品目の登録事業者さんにつきましては、個別にご説明を実施したいと思っております。

次に、当該品目の使用者である府の工事発注部局や府内の自治体については、改正時に見直しについての趣旨を文書により通知するとともに、建設リサイク

ル説明会等を通じ周知していきたいと考えております。

最後に、府民さん等につきましては、ウェブページやイベント等を活用してご説明していきたいと考えております。

最後のページをご覧ください。

「(2) 認定事業者に対する経過措置(案)及び施行時期」でございます。

認定制度を活用している事業者の間で認定時期のずれによる不公平が生じないように、経過措置を設けたいと考えております。これは、認定の申請が年2回受付して、3年間の認定証を発行しており、業者さんによって認定の終了時期がばらばらであるということに対する経過措置でございます。

それに関して、図の1-2-1でご説明させていただきたいと思っております。

まず、27年6月に直近の認定申請を受付しております。今回の部会でのご審議を経まして、制度の改正を考えております。要領を改正してから27年11月までは周知期間を置きたいと思っております。この中でいいますと、製品Cのところ、平成27年度第2回として次回の募集をするんですが、こちらにつきましては、従来どおり3年間の認定証を発行し、平成31年2月までの認定証としたいと考えております。

次に、製品DやEといったような28年度以降申請をしたいものにつきましては、申請を受付しないと考えております。

そして、製品Eや製品Bのように、制度改正時に既に申請を受付しているもの、もしくは現に認定を受けているものにつきましては、認定証の期限が切れたときに再申請できることとしたいと考えております。ただし、再申請の認定証につきましては、期限を3年間とするのではなく、平成31年2月末までの期限とし、終了時期をそろえたいと考えております。

以上、『資料3についてご説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡部会長

ありがとうございました。

じゃ、『資料3について、まず再生舗装材をやめるという話、それからやめ

るにあたっては経過措置をどうするかという話かと思います。

もう今までこの件について議論はしてきたので、ご質問があれば随時出していただくとして、対象製品の見直しに関して、再生舗装材の取り扱いを終了することに関してご意見がありましたらお願いします。

ちょっと質問。3-2ページの表の一番上の再生舗装材のところで85.7%という数字を書いてますが、当該品目について80%以上であるのを網かけしてるといふことでいいんですか。

福田主査

今回の見直し要件は、「法令により義務づけ」と「法令等により促進されている」なんですけれども、その2つの要件に該当する認定製品数が、当該認定品目総数の8割を超えている品目について、網かけさせていただいています。例えば、その下の「衛生用紙」であれば、「法令等に義務づけ」されてないんですけども、「法令で促進されている」ものが100%ですので網かけされております。

福岡部会長

じゃ、85.7足す13.1で。

岡野課長補佐

それが8割を超えておると。

福岡部会長

要するに再生舗装材の中でもいろんな種類があるから、3つの状況になるんだということなんです。

福田主査

はい。

福岡部会長

ご意見ございますか。

麓委員

僕は結構です。

福岡部会長

よろしいですか。

今までからの議論を精査したら、やはりコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再生舗装材は卒業をするんだということですね。

麓委員

全体的に並べて比べていただいて、結果として出てきていることですから、それはそれでよろしいかと思います。

福岡部会長

恐らく3-4ページまではオーケー。3-5ページから見直しの名称とか、「再生材料を使用した建築用製品」にまた「再生舗装材」という名称で入れるのが、どうかと思うんですけども。

麓委員

僕もそう思います。ややこしくて仕方がない。

福岡部会長

ええ。

麓委員

これはなぜ「建築用製品」の中に入るのかというところがあると思うんです。敷地内に敷き詰めるために使っているとか、そういうだけの話ではないですよ。自分の家の前の私道に敷き詰めてるから建築と関係するんだということなのか。建築に入れるのがいいのかどうかも、わからないところがあるんですけど。

福田主査

今あります19品目、次から18品目になりますけれども、その中で当てはめるとしたらここかと考えており、新たに品目を立てるかということや、どの品目に追加するのがふさわしいかということも含めてご意見をお伺いできたらと思います。

福岡部会長

「建築用」という言葉のニュアンスですよ。

麓委員

まあそうですね。

福岡部会長

例えば府民の方が建築用のものと聞いて何を想定するかというのと、厳密に専門用語としてどうだということ。

麓委員

多分、事務局でも悩んでおられるからこうなるんだろうなと思うのが、「17」のところで、上の4つは完全に建築材料なのであれなんですけど、その次、「セメント」と入ってきてるんですね。そこに「高炉セメント」と一番頭にあるんですけど、これは、戻っていただいて「分類番号2」のところにも「高炉スラグ微粉末」と「高炉セメント」とあるんですよ。確かに土木用でも建築用でも使うので、すごくややこしくなって、いろんなところに出てきたりする。だからどっちにも入るということになってしまうので、これをいきなり一気に見直すのはなかなか難しいと思うんですけど、考えていただいたほうがいいのかなという気がします。ここの中に例えば「汚泥」とか「スラグ製品」とかが入るような欄がないのかとか。僕、「再生」を入れる必要はないと思うんですけど、品目の2つ目を見ると全部「再生」という言葉が取れているので、「舗装材」ということでもいいのかなと思うんです。その分類の中に入れるようなところがあるといいなと思うんですが、ないんでしょうね。

福岡部会長

確かにそうですね。「2」もそうだし、「1」だって舗装材と書いてあるんですね。それで、「3」はなくて、「4」だって建材ですよ。

麓委員

そうですね。建築内外装材とか入ってきてますし。

福岡部会長

パーティクルボードまでいくと、ちょっともう違うかな。建材でも使いますよね。

麓委員

はい、そうですね。

福岡部会長

ということは「11」も。それで「15」もですよ。ランドスケープ系で何か。でもこれは違うかな。

麓委員

建材としても使う場合はありますが、ただ、結局相手が何に使っているかということで行くと、「汚泥」のスラグが「建築用製品」の範囲かという辺は確認いただいたほうがいいのか。

これって申請者がこの品目で審査してくださいと来るんですか。

福田主査

申請者が届出書に品目を書き込んで持ってこられます。

麓委員

それは審査の上で、いやこっちだねということで修正してもらって、認定するという事は可能なわけですか。

福田主査

そうですね。届出の相談では、いきなり窓口を持ってこられる場合はそれほどなくて、まずは下書きを持ってこられる場合が多いので、そのときに、品目についてはご修正をお願いする場合があります。

特に、品目をどうするかということによって、1枚めくっていただきますと、認定の基準で「品目ごとに定める基準」がございまして、こちらは、どんな循環資源を何%以上含んでいたら認定製品として認定しますという基準なんです。これがどの品目を選ぶかによって関係してくるところもございまして、そういうところも含めて、「汚泥」や「鉄鋼スラグ」を素材とする再生舗装材をどの品目にするのがよりふさわしいかについて考察してまいりたいと思います。

麓委員

わかりました。

惣田委員

「17」につけ加えるんじゃなくて、「3」の名前をかえるだけじゃだめなんでしょうか。

福田主査

「3」が「再生舗装材」で、「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材」となっておりますので、これを「汚泥・鉄鋼スラグ再生

資材」と改めるというやり方もあるんですけども、そうなると先ほど申しました「品目ごとに定める基準」の別表を修正することになりますので、どう書くのが効率的かというところを考えて、やっていきたいと思います。

惣田委員

「17」でつけ加えたほうがやりやすいですか。

福田主査

事業者さんに、「コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原材料とする再生舗装材である品目3が見直しの方向に入っております」とご説明をしてくれていることもありますので。

福岡部会長

次の経過措置をとりにくいですね、同じ番号で。だから、今の惣田先生のとおり、「3」で残すのはちょっと難しいんじゃないかなど。

福田主査

そうです。

福岡部会長

もともと「何を再生したか」ということで品目は整理されたけど、「17」だけがいろいろ入っているみたいになってるんですね。

福田主査

「17」であれば、1枚めくっていただきまして「17」の「品目ごとに定める基準」がございまして、「別表（4）に定めた材料を使用し、その再生材の配合割合が50%以上使用していること」となっており、さらに次のページの「別表（4）」で、何の材料を何%使用するのかというところも複雑に絡み合っています。それがうまいこと回るように、品目を新たに設けたほうがいいのか、それとも「建材」という用語を整理した上で、別の品目に入れたほうがいいのかということまで……

福岡部会長

そうですね。「建築用製品」を例えば「土木建築用製品」として、でも、例えば「18」のガラスのところにも「土木資材」とあるわけで、物がはっきりしているものはその中で用途が分かれているんだけど、「17」だけ用途が

前に来ている感じなんですよ。

田辺副主査

建築資材は人と常に接するものですよね。だから、汚泥の中に成分で不都合なものが入っており、人体に影響があるとか、そういう要素はないんですか。

麓委員

それは、逆に安全な状態になっているとして路盤材が出来ているはずですので、そこで区分するというか、人体に害のあるものが出るような石を普通に地盤に埋めるとかということとはできないと思うんです。それは土壌基準とかに全部ひっかかってくると思うんで。

福田主査

今、委員のおっしゃってくださったとおり、そもそもの認定基準のところ、土壌環境基準に適合していることというところもございます。

麓委員

僕が心配したのは、路盤材って家で使いますかと言われたときに、多分使わないだろうなと思って、何で「建築」にしたのというところを説明できないんじゃないかなと思ったというのがあるんです。

それと、最初のほうに、リサイクル材としてよく挙がってた項目が「高炉スラグ」とか「フライアッシュ」とかが全部挙がってるんだと思うんですけど、それとの兼ね合いがややこしくなるので、いずれ一度見直したほうがいいんじゃないですかと。今回でとまでは言わないですけど、事務局でちゃんと仕分けができるようにしておいていただくのがいいかなと思います。

福田主査

ありがとうございます。

例えば「17」の品目の「再生材料を使用した建築用製品」と今なっておりますけれども、そちらが、例えば先ほど部会長がおっしゃってくださいましたように「土木建築用製品」というような形で名前を整理して加えるかということも検討した上で、9月の部会で改正案を示させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

麓委員

一つだけ、無理に「建設」とか「土木建築」とかいうのを入れなくてもいいかなと個人的には思います。というのは、入れてしまうと、例えば最初のスラッグの「セメント」とか「フライアッシュ」とかをどう分類するかが全部関わってくると思うんです。入れてしまったら、そこの中に全部入るんじゃないのという話になるので、それをちょっと頭に置いておいていただいで今後整理されたほうがいいんじゃないのかなと。

今回は、ちょっと形がおかしいのは認めるけれども、建築資材の中に新たなところで、ということでもいいかなと。

福岡先生も言われましたけど、「再生舗装材」というよりはせめて「再生」を抜くとか、名称を変えていただくほうがいいかなと思います。

福田主査

ありがとうございます。

福岡部会長

よろしいでしょうか。今ので3-5ページの上側までの話が終りとしてよろしいでしょうか。今、麓先生にまとめていただきましたように見直していただいたらいかなということですか。

周知に関してはしっかりやっていただくということで、3-6ページの経過措置について確認したいと思います。

これだと、製品D、Eの、「新規」と書いてあるのは認定が切れた後でも「新規」とみなしているんですかね。

福田主査

制度改正時に現に認定を受けているものについては、制度の終了まで再申請を認めるんですけれども、全く新規で、新たに製品をつくりましたと持ってこられるということでD、Eを例示させていただきました。

福岡部会長

わかりました。今まで認定を取っていない場合ですね。

福田主査

はい。

福岡部会長

まだ大分、完全終了するのは先になって、そこまでは認定製品としていろいろPRの対象にもなっていくということですね。

これより早くに終わってしまうということもなかなかできないでしょうし、これから新規にというのも、これを承知の上でやっていただくということにすればこれでいいかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

じゃ、部会のほうはこれでオーケーです。

福田主査

ありがとうございます。

すみません。最後に1点修正をさせていただきたいんですけれども、資料3-6ページの一番下の行の、「平成28年度・第1回募集」が「募集H27.6」となっておるんですが、「H28.6」の間違いでございます。ご修正をよろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

福岡部会長

では、「議題1-2」はこれで終了ということで、あと「議題1-3」ですね。「点検・評価について」ということで、説明をお願いします。

福田主査

それでは、ご説明させていただきます。

『資料4』をご覧ください。

『議題1-3 制度の点検・評価について』でございます。

まず、「1 答申の内容」の抜粋について読み上げさせていただきます。

『今回の見直し後の認定制度が、より質の高いリサイクルを促進する制度として適切に運用されているか、PDCAサイクルによる点検・評価を行う必要がある。そのため、認定事業者には毎年販売実績等の報告を求めるとともに、事業者や府民に対し、認定による効果や認定制度の認知度等のアンケートを実施することが考えられる。』という答申をいただいております。

これを受けまして、「2 販売実績等報告」としまして「(1) 販売実績の実施及び目的」です。答申を受け、制度の効果測定のために事業者には販売実績等を求めることといたします。

ちなみに、現認定制度でも、認定の申請を行うときに過去3年間の販売実績

の報告を求めています。この内容につきましては様式（案）をもとにご説明させていただきたいと思っておりますので、次のページをご覧ください。

「参考1-3-1」に、今回新たに設けます実績報告の様式（案）をお示しいたしております。この内容につきましては、原則として現在の実績報告の内容と同じものを考えておりました、実績の集計期間として4月から3月の1カ年度間の、生産量と販売数量、販売額を事業者さんからご報告いただくことを考えております。うち、販売数量と販売額につきましては、大阪府に所在する購入者さん宛ての分の数量がわかれば、任意でご記入いただく様式にしております。

それでは、1ページ前にお戻りください。

『資料4-1』の一番最後の行でございますが、こちらの実績報告の報告期限は6月末までとすることを事務局で考えております。

以上、『資料4についてご説明させていただきました。どうぞよろしく願います。

福岡部会長

ありがとうございました。

これも答申で課題にしていました。ちゃんと皆さんから実績を教えていただかないといけないねということで、報告の様式を考えていただいています。

質問とかご意見があればお願いします。

これ、実際にやるとしたら来年6月がスタート。

福田主査

そうです。先ほど申し上げましたように報告期限を6月末までと考えておりますので、本年度の製品の販売の実績を、来年度の6月にご報告いただくということを考えております。

福岡部会長

認定事業者さんに実際これを書けるかどうかを聞いてみて。

福田主査

そうですね。中小企業さんが認定事業者さんで多いということもございまして、どのように数量管理等をされていらっしゃるかということをお事業者さん

にお聞きしてから、事業者さんが過度に負担に思われることがないように、考えた上で様式をつくりたいと思います。

岡野課長補佐

本日欠席委員の方にもお伺いをしておりまして、中浜委員からは、新たに求める実績報告について、登録事業者さんの負担にならないように留意をしてくださいというふうにいただいています。

それから、藤田委員からも同様のご意見と、あと行政側が制度の効果を把握するには重要ですよねということと、それから、事業者さんがそれを毎年報告をするということで、事業者さん側にとっても客観的に自分を見ることができるので、意識づけの意味もあるんじゃないかということ。

それから、もう一つなんですけれども、実績報告として今、生産量、販売数量、販売額、この辺を求めようとしておりますけれども、在庫量も入れたらどうかというご意見をいただいております。

これにつきましては、実際にきっちり把握できるかどうかというところもありますのでとお話をさせていただき、先ほど福田も申しましたように、実際に事業者さんに聞いてみて、運用がしっかりできるかどうかを確かめた上で決めていきたいと思います。

福岡部会長

販売量の管理はやっぱり事業をやる上ではちゃんとやっておられると思いますけれども、どういう単位で、違う製品もあわせて管理しているとか、そんなだったら、個別の製品ごとが出しにくいとかいうケースがあるかもしれないですね。

麓委員

今の話でいくと、これ提出していただいたら、次回継続申請するときには、いただいたものを二重、三重に集めないように考えていただいたらいいのかなと思うんです。

福田主査

再申請の場合は、毎年このデータをすでに出して下さってることになるので省略するというようなことも含めて、今いただいたご意見を反映できるよう

にさせていただきたいと思います。

福岡部会長

製品名で書くことになってますけど、1社でいろいろ認定を受けておられるところがあると思います。そういうところは、何枚もこれを書くのが大変かな。表書きは1枚で、あとは表形式に書けるとかがいいかもしれないですね。

福田主査

事務局側も集計の手間もございますので、今、先生がおっしゃってくださったとおり、鑑文といたしますか、提出文面については1枚にして、記入欄については「別紙のとおり」という形で書いていただき、別紙にエクセルファイル等で製品ごとに縦に列をつくって、電子的に集計ができるような形など、生産者側にとっても、私ども集計する側にとっても、やりやすいような様式でやっていけたらなと考えております。

麓委員

電子データのやりとりでやるということの理解でよろしいですか。

福田主査

と思っております。ですので、こちらの様式の案を見ていただきたいんですが、普通、行政に出していただくものは押印を求める場合が多いんですけども、こちらについては、証明するような書類でもございませんので、押印なしで、メールでやりとりができるような形でできたらと思っております。

福岡部会長

ということで、4－3ページとかも形は変わるかもということですね。製品1個についてこれを1枚書くみたいなことではないような形。

福田主査

そうですね。ですので、申請時の書類につきましても、今回制度を追加する実績報告の様式を反映するような形で、「販売額」等の項目を足した形の様式に変える必要があるかと思えます。

福岡部会長

あと在庫もですね。在庫はできるかどうか。

福田主査

在庫については、在庫管理をきっちりされている事業者さんとそうでない事業者さん、いろいろおありかと思しますので、そこら辺も含めて事業者さんのご意見を伺ってみたいと思います。

福岡部会長

そうですね。在庫って、例えば「3月末現在」みたいなものの量ですね。

福田主査

そうですね。「時点」のほうがよろしいですね。

福岡部会長

生産量は年間の量だから、多分違うものですよ。

岡野課長補佐

その辺のデータをいただいて、どう使うかというところもあります。

福岡部会長

そうですね。

岡野課長補佐

その辺は総合的に考えていきたいと思えます。

福岡部会長

ほか、よろしいですか。

惣田委員

P D C A サイクルによる点検・評価の答申の中では、販売実績等の報告を求めるとともにアンケートを実施するとなってるんですけども、アンケートを実施するというほうは特にいつごろやるとか、そういう計画は立てる必要はないんでしょうか。

福田主査

これまで、認定事業者さんとは申請時だけ、3年に1回コンタクトするという状態であることが多かったんですけども、実績報告の制度を設けることによって、年1回コンタクトするという機会が生まれますので、その時点で私どもが認定事業者さんの意見や声をお聞きしたいことがございましたら、あわせてアンケートを実施していくような形で考えております。

報告様式に備考欄を設けるようなことも考えたんですけども、正式に報告書

に記載していただいているよりは、アンケートという形で別立てでしたほうがいいのではないかと考えております。

福岡部会長

あとは、これに関しては経過措置は要らないですか。

福田主査

例えば仮に9月に制度改正するとしましたら、来年の6月に「27年度の4月1日から28年3月末日までの実績を教えてください」となるんですけど、事業者さんのほうで「制度改正する以前はこんなこと集計してなかった」と事業者さんがおっしゃる内容ではないんじゃないかと思えますので、経過措置期間は特に設ける必要はないのではと考えております。

麓委員

全員に求めるんですか。

福田主査

全認定事業者さんをお願いしようと思っております。

惣田委員

お願いするというので、提出は任意になっても仕方ないということなんです。6月に間に合いませんとか。

福田主査

提出時期が遅れる等については、事務局でもある程度融通することは考えておるんですが、そもそも「報告をしません」とおっしゃる場合でも、今のところ罰則等を設けるつもりはありません。制度の把握のためにできるだけご提出いただくというような形で。

福岡部会長

「出さなかったら認定取消や」みたいなことまではしない。

福田主査

現時点では想定しておりません。

福岡部会長

でも、今後申請する場合は、「出さなかったら認定取消や」と言えるほうがいいですよ。今までの人は任意ということで。

福田主査

今の認定要領の中で、「府内で販売していること」が認定の前提ですので、仮に実績報告に「ゼロ、ゼロ、ゼロ」と挙がっているような事業者さんがいらっしやったら、個別にご相談させていただくことも、販売実績をいただくことで出てくるのかなと想定しております。

麓委員

これは「認定要領の第何条何項の規定により次のとおり届けます」ということで、要領に規定するのでしょうか。

岡野課長補佐

条項の中に書き加えます。

「認定の取消し」として第9条があり、「出さない場合は取り消すよ」というのを入れようと思えば入れられるんです。それが、こういう性格のものが取消し要件に該当するかどうかはほかの事例もみて検討すべきかと。

麓委員

厳しい。

岡野課長補佐

例えば、「代表者がかわりましたよ」と届出をしていただくわけですが、それをしなかった場合は取り消すこともできるとなっています。そういうものと同列に、実績を報告しなかったときに取消するかどうかは検討させていただきます。

福岡部会長

そうですね。それは条文をご検討いただいて、またやってください。

ほかにこの点で、点検・評価で何かありますでしょうか。

麓委員

報告をとられたやつは、例えば9月の認定のときに我々に開示されるのか、アンケートとか、そういうのも含めて開示されるということによろしかったですか。

福田主査

そうですね。部会でご報告させていただきたいと思っております。

福岡部会長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、今出た意見を踏まえて認定要領の改正をお願いします。

以上で「1 認定制度の見直しについて」の審議が終わりました。よろしいですか。はい。

そうしましたら「2 その他」につきまして事務局のほうで、『資料5』です。

福田主査

ありがとうございます。

それでは、『資料5』についてご説明させていただきたいと思います。

『議題2 その他』につきましてなんですけれども、こちらは審議事項ではなくて、ご報告でございます。

まず、「1 普及・PRについて」でございますが、今後の方針についてということで、答申でいただいた内容に沿い、普及・PRの取り組みをさらに進めたいと考えております。

まず、府民に対しては、イベント等での製品展示等により、PRをより一層進めること。それから事業者さんに対しては、身近な日用品や事務用品の製造事業者さんにPRしたり、品質の保証として使用しないなど、認定制度の趣旨を踏まえた適正な取り扱いを求めること。それから両者に対して、『より質の高いリサイクル』という大阪府が目指す循環型社会の将来像をPRすること。それから、繰り返しリサイクルされている認定製品を重点的にPRすることを進めていきたいと思っております。

「(2) 本年度に実施した取組み」ということで、本年度に実施いたしました取組みをご報告させていただきたいと思っております。

まず、南港エコフェスタでの製品展示を行いました。それから、池田泉州銀行と府民情報プラザにおいてリーフレットの配布をいたしました。環境農林水産総合研究所と、堺第7-3区の管理事務所において製品の展示を常設で行っております。それから、6月の製品募集時において大阪府の商工関連ニュース、環境農林水産総合研究所の環境技術情報メール配信サービスにてメールマガジ

ンを配信いたしました。

「（３）今年度の今後の取組み」といたしまして、改正した認定制度に関して、引き続きチラシの作成等を行いまして、PRをより一層推進いたします。併せて、『より質の高いリサイクル』について大阪府が目指す将来像をPRしていくということ、それから、認定製品の第２認定区分の創設の趣旨と該当製品を重点的に広報するということの具体的な手法といたしまして、これらと、認定製品の一覧を記載いたしましたカタログを新規で作成し、配布することなどを考えております。

また、府民が認定製品を見かける機会を増やすために、日常的に府民が使用する製品の製造事業者へ重点的に制度の周知を図りたいと思っております。

また、認定制度の趣旨については、申請時に事業者さんに対して説明を行っているところなんですけれども、認定期間が３年間であるため、認定事業者の人事異動等により申請時と異なる者が担当者となった場合に、認定制度の趣旨が正しく引き継がれないおそれがございます。認定制度の適正な取り扱いを求めするため、認定事業者さんに対して、年１回の実績報告の提出時などに制度の趣旨の説明を実施してまいりたいと思います。先ほどご意見いただきました認定制度に関するアンケートなども、必要に応じて行っていこうと思います。

次に、「２ 平成27年度第１回の申請募集の状況について」をご報告申し上げます。

平成27年６月17日から30日までに実施いたしました今年度第１回の認定申請については、新規申請が２申請７製品、再申請が７申請14製品、合わせて計21製品について受付をいたしました。次回、９月上旬に開催する予定の第２回部会においてご審査いただく予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、『資料５』についてご説明させていただきました。ありがとうございました。

福岡部会長

そうしましたら、今の『資料５』に関して質問やご意見、コメントありましたらお願いします。

麓委員

5-1 ページの上図で「『繰り返しリサイクルされている認定製品』を重点的にPR」と書いてるんですけど、そもそも差別化するのでしょうか。『繰り返しリサイクルされている認定製品』がどういう利点があるんだ、という「売り」を説明していくところに関わってくると思うんですけど、どうされる予定ですか。

福田主査

大阪府が推進する、目指す循環型社会の将来像に、合致したといいますか、それを体現しているのが『繰り返しリサイクルされている認定製品』であるというような制度周知等を含めて、重点的にPRすることを考えています。カタログを作成したいと考えておるんですけども、そのカタログの中でコラムなどをつくって欄を設けるなどを、ページ数の問題もあるんですけども、考えていたらなと担当者としては思っております。

岡野課長補佐

先ほどの2段階区分について、こっちを先行しますというところをどう整理していくかということかと思うんですけど、先行的にやろうとしている内容については、自主的に回収していただくことを推していきましょうということですので、そこは割とすっと書けるのかなと思っております。どういう制度設計にするかによりますが、要検討とした内容を後でつけ加えなければならないときは、かなり工夫するような格好にしないと伝わらないのかなと思っております。

麓委員

内容としてはいろいろそういう形で考えていただいていいかなと思うんですけど、表に出すときに重点的に押し出していくのかどうかというところはあるかなと。

福岡部会長

『質の高いリサイクル』を進めるというのが循環型社会推進計画で。

西村課長

そうですね。『質の高いリサイクル』を推進する、推奨していくということ

で。

福岡部会長

循環計画に掲げられているから、『質の高いリサイクル』を進めるスキームを作らねばならないことになったので、それを重点的にPRするんだらうということなんですよ。

環境省でも、水平リサイクルがよりよいリサイクルだという。

麓委員

途中の議論で、『繰り返しリサイクル』したいけど出来ないという業界もあるので、実際に重点的にやっていくというのはいいとは思いますが、どの程度のニュアンスで言っていくのかは難しいところなので、考えたほうがいいのかなと。

西村課長

メッセージを間違えてはいけないということですね。大阪府が目指す「繰り返しリサイクル」する製品と、どうしても繰り返しリサイクルできない製品についても第1区分で制度として残していきますので、そのバランスをとりながらうまくやらないと。

麓委員

そうですね。また行政という立場だと両方育てていくのかと。

西村課長

そうですね。

あと、差別化と併せて、PRとおっしゃったところ、これ実は我々も懸念しているところでありまして、第2区分にエントリーすることによって、メリットという言い方をすると語弊があるんですけども、そういったところがあるかをどうやってやっていくのかと。

福岡部会長

カスケード利用もすぐれた部分があるんだという話ですよ。

麓委員

片側だけ書いてしまうと目立つので、もう片側の区分に関しても何か紹介を書くとか。ちょっと書いてあるだけでも印象は違うと思いますし。

岡野課長補佐

区分を加えるというような感じになるんじゃないかなと思います。

麓委員

別にブレーキをかけたつもりはないので。片側から見るとこう見えるんじゃないかという意見ですので。

福岡部会長

水平リサイクルで、例えばエネルギーが余計にかかってたら、それはやめたほうが将来のためだというようなことは実際ありますからね。

よろしいでしょうか。

じゃ、今のような趣旨で、ご検討を事務局でお願いします。

事務局からあとは。

司会（岡野課長補佐）

ありがとうございます。

先ほど、最後で次回の認定部会のことでも発言をさせていただいたんですけれども、具体的には、9月11日金曜日でございます。ちょっと遅い時間ですが、16時から、場所は森之宮で、次回の本年度第2回の部会を開催させていただきたいと思っておりますので、またご足労をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

福岡部会長

そうしましたら、今日の議事はこれで終了ということにさせていただきます。ご協力ありがとうございました。事務局から最後。

司会（岡野課長補佐）

部会長、どうも議事進行ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間に渡りまして非常に熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

先ほども申しましたように、また9月に、我々宿題もたくさんいただきましたので、お示しできるように資料を調べたいと思います。よろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の部会を閉会させていただきます。どうもありがと

うございました。

閉会 午後 5 時08分